

# 公立甲賀病院居宅サービス事業所重要事項説明書

## 【居宅療養管理指導】

( 令和 年 月 日現在 )

### 1. 当事業所の概要

事業所名	公立甲賀病院居宅サービス事業所
所在地	〒528-0074 滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地
事業所の指定番号	(医) 2511402261 (歯) 2531432264
事業所の設置主体	地方独立行政法人公立甲賀病院
事業所の代表者	所長 (西原 秀紀)
サービスを提供する通常の事業実施地域	甲賀市、湖南市、その他近隣地域 ※上記以外でも、ご希望があればご相談ください。

### 2. 営業日および相談窓口

営業日	月曜日 ~ 金曜日 (祝日、年末年始【12/29~1/3】を除く。)
営業時間	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分
窓口	公立甲賀病院居宅サービス事業所 (公立甲賀病院 地域医療連携部)
窓口担当者	(医師・歯科医師への担当窓口) (医) 西原 秀紀 (歯医) 舘庭 秀也 (薬剤師) 松本 名美 (管理栄養士) 中井 美加 (歯科衛生士) 玉井 文子
電話	0748-62-0234 (代)
FAX	0748-62-6834 (歯科) 0748-63-3094

### 3. 従業員

職種	員数	業務内容	業務体制
居宅サービス事業所長 (医師)	1	①当事業所の運営、管理を行います。 ②当事業所の職員の指揮監督を行います。	常勤 (兼任)
居宅療養管理指導 (責任者)	1	①居宅療養管理指導に係る運営、管理を行います。 ②居宅療養管理指導に係る職員の指揮監督を行います。	常勤 (兼任)

職 種	員 数	業 務 内 容	業 務 体 制
医 師	1	居宅療養管理指導を懇切丁寧に行います	常 勤 (兼任)
歯科医師	1	居宅療養管理指導を懇切丁寧に行います	常 勤 (兼任)
薬剤師	1	医師または歯科医師の指示により、薬剤師が居宅療養管理指導を懇切丁寧に行います	常 勤 (兼任)
管理栄養士	1	医師または歯科医師の指示により、管理栄養士が居宅療養管理指導を懇切丁寧に行います	常 勤 (兼任)
歯科衛生士	1	医師または歯科医師の指示により、歯科衛生士が居宅療養管理指導を懇切丁寧に行います	常 勤 (兼任)

#### 4. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	要介護（支援）状態にある方に対して、適正な居宅サービスを提供することを目的としています。
事業の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ご利用者（要介護および要支援の状態にある方）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活の自立と質の向上が可能となるよう、必要なお手伝いを致します。</li> <li>2. サービスの提供に当たっては、定期的に自己評価を行い、常にその改善を図り、サービスの質の向上に努めます。</li> <li>3. 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと密接に連携を行い、総合的なサービスの提供に努めます。</li> </ol>

#### 5. 提供するサービスの内容

内 容	提 供 方 法
医師または歯科医師による居宅療養管理指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>①訪問診療等により常にご利用者の病状および心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学管理または歯科医学管理を行います。</li> <li>②居宅介護支援事業者に対し居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、居宅サービス事業者に対し居宅サービスの提供等に必要な情報提供を行います。</li> <li>③ご利用者または家族の方に居宅サービスの利用に関する留意事項や介護方法等についての指導または助言を行います。</li> </ol>
薬剤師による居宅療養管理指導	<ol style="list-style-type: none"> <li>①医師または歯科医師の指示により、薬剤師が居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行います。</li> <li>②実施した指定居宅管理指導の内容については、速やかに記録を作成するとともに、医師または歯科医師に報告します。</li> </ol>

管理栄養士による居宅療養管理指導	<p>①医師の指示により、管理栄養士が居宅を訪問し、具体的な献立に従い実技を伴う指導を行います。</p> <p>②実施した指定居宅管理指導の内容については、速やかに記録を作成するとともに、医師または歯科医師に報告します。</p>
歯科衛生士による居宅療養管理指導	<p>①歯科医師の指示により、歯科衛生士が居宅を訪問し、口腔内の清掃または有床義歯の清掃等の実地指導を行います。</p> <p>②実施した指定居宅管理指導の内容については、速やかに記録を作成するとともに、医師または歯科医師に報告します。</p>

## 6. 利用料

(法定給付分)

項目	単位	料金	備考
医師	1回	5,150円 (月2回)	介護保険が適用される場合には1～3割の自己負担となります。
歯科医師	1回	5,170円 (月2回)	
薬剤師	1回	5,660円 (月2回)	
特別な薬剤の場合	1回	1,000円加算	
管理栄養士	1回	5,450円 (月2回)	
歯科衛生士	1回	3,620円 (月4回まで) (がん末期の方は 月6回まで)	
備考	<p>*保険料の滞納等があった場合には、全額料金をいただく場合があります。</p> <p>この場合は、一旦上記料金を頂き、サービス証明書を発行致します。</p> <p>*上記証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることが出来ます。</p>		

(法定外給付)

項目	単位	料金	備考
交通費	1kmにつき	22円(税込)	
コピー代	1枚につき	22円(税込)	

## 7. 料金の支払時期と支払方法

請求時期	サービス提供月の翌月上旬に、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。
請求方法	利用料請求書を発行します。
支払時期	毎月27日に指定の口座から引き落としさせていただきます。
支払方法	口座振替または振り込み。

## 8. 緊急時、事故発生時における対応について

- ① 医師等は、居宅療養管理指導事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医又は救急医療機関、市町、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を行います。
- ② 事業所は公立甲賀病院救急医療部を經由した24時間の連絡体制を整備し対応します。
- ③ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、居宅療養管理指導事業等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

## 9. 個人情報の保護について

事業所は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。また、サービス担当者会議において利用者及びその家族の個人情報をを用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

## 10. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会等を定期的開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者等に対する虐待の防止のための研修を実施しています。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者
-------------

所長（医師） 西原 秀紀
--------------

- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報します。

11. 事業所は、適切な居宅療養管理指導事業等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより医師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

12. 事業所は、医師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じます。

### 13. 身体的拘束等の適正化について

事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととします。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととします。

### 14. 解約

ご利用者は当事業所に対し、契約書に添付した「契約解約申出書」を解約を希望する日までに事業所に届け出ていただくことによって、この契約を解約することが出来ます。ただし、緊急の入院など、やむをえない場合はこの限りではありません。

### 15. 契約の修了

つぎの場合には、自動的に契約は修了します。

- ① ご利用者が介護保険施設に入所されたとき。  
介護保険施設へ入所するにあたっては、必要なお手伝いを致します。
- ② ご利用者が要介護または要支援でなくなったとき。  
地域の保健福祉サービスの情報提供など必要なお手伝いをします。
- ③ その他、サービスの提供が困難となったとき（当方職員に対する暴力・ハラスメントがある場合等）

### 16. 損害賠償

ご利用者に対して当事業所の責任において事故等が起こった場合は、公立甲賀病院にて対応を致します。

### 17. 職員の研修体制

事業所は、職員の質的向上を図り、ご利用者様に対してより質の高いサービスを継続して提供できるように次の研修を行っています。

- ①採用時研修 採用時又は採用後 1 ヶ月以内
- ②継続研修 年 1 回以上

18. 相談・苦情窓口

ご利用者が受けておられるサービスについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮無くお申し出ください。

窓口担当者	滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地		
窓口担当者	0748-62-0234 (代)	FAX	0748-62-6834
窓口担当者	(医師・歯科医師への担当窓口) (医) 西原 秀紀 (歯医) 蠅庭 秀也 (薬剤師) 松本 名美 (管理栄養士) 中井 美加 (歯科衛生士) 玉井 文子		

サービスの契約に当たり上記のとおり説明しました。

年 月 日

(事業者) 所在地 滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地  
事業者名 公立甲賀病院居宅サービス事業所

説明者名 \_\_\_\_\_ 印

サービスの契約に当たり上記のとおり説明を受けました。

(利用者 又は代理人)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

18. 相談・苦情窓口

ご利用者が受けておられるサービスについて、ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮無くお申し出ください。

窓口担当者	滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地		
窓口担当者	0748-62-0234 (代)	FAX	0748-62-6834
窓口担当者	(医師・歯科医師への担当窓口) (医) 西原 秀紀 (歯医) 蠅庭 秀也 (薬剤師) 松本 名美 (管理栄養士) 中井 美加 (歯科衛生士) 玉井 文子		

サービスの契約に当たり上記のとおり説明しました。

年 月 日

(事業者) 所在地 滋賀県甲賀市水口町松尾1256番地  
事業者名 公立甲賀病院居宅サービス事業所

説明者名 \_\_\_\_\_ 印

サービスの契約に当たり上記のとおり説明を受けました。

(利用者 又は代理人)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印